平成 28 年 7 月 26 日 水道事業審議会 議題(1)



答 申 書

鳥取市水道事業審議会

鳥取市長 深 澤 義 彦 様

鳥取市水道事業審議会 会長 松 原 雄 平

簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について (答申)

本審議会は、平成28年4月15日付け発水経第270678号で諮問のあった事項について 慎重に審議した結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

答 申 書

本市では「簡易水道事業統合計画」を策定し、平成29年度当初から簡易水道事業を上水道事業に統合することとしており、統合後は水道料金の統一を図る必要がある。 現在の簡易水道料金は、平成19年度から3年ごとに改定を実施し、市町村合併により13体系あった料金を平成28年度当初に一つの体系に統一して間もない状況にある。

また、現在の料金制度は、上水道事業、簡易水道事業とも、メーター口径に応じた基本料金と使用量に応じた従量料金で構成する二部料金制を採用しているが、これらの単価については両事業で大きく異なっている。

本審議会は、これらの現状を踏まえて審議を行い、簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一には一定の期間を設ける必要があるとの結論を得た。

1 簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について

簡易水道区域と上水道区域の水道料金の統一時期は、事業統合から3年経過後が 適当である。

2 付帯意見

- (1) 市民の視点に立って、積極的な情報公開を引き続き行い、市民説明会の開催等による情報の共有化を図るなど、市民との合意のもとで水道料金統一に向けて推進していくよう努められたい。
- (2) 事業統合後の旧簡易水道施設の建設改良については、費用及び事業量を十分に 把握・検討し、適正かつ必要な人員の確保を図ったうえで、円滑な事業推進に努 められたい。
- (3) 本市簡易水道事業の経営基盤がぜい弱であることから、事業統合から当分の間、 現在の上水道使用者の負担増とならないよう、運営経費の不足分を一般会計から 繰り入れるなどの財政措置を講じられたい。

添付資料

資料番号	内容
1	鳥取市水道事業審議会委員
2	審議経過
3	水道料金の改定等について(諮問書)
4	皇 取古水道 事

鳥取市水道事業審議会委員名簿

◎会長 ○会長代理

(五十音順)

	氏名	推薦団体等
	牛尾 柳一郎	公募
	岡崎 誠	公立鳥取環境大学
	奥田 通雄	地域代表(鳥取・国府・福部地域)
0	竹森 貞美	鳥取市自治連合会
	谷本 由美子	地域代表(河原・用瀬・佐治地域)
	濵村 恵子	鳥取商工会議所
	広沢 京子	鳥取市消費者団体連絡協議会
	前村 幸子	鳥取県社会保険労務士会
	増田 貴則	鳥取大学
0	松原 雄平	鳥取大学
	松本 洋光	千代川流域圏会議
	森田 修充	公募
	山下 葵	鳥取県行政書士会
	山田 恵美	地域代表(青谷・気高・鹿野地域)
	山根 滋子	鳥取市連合婦人会
	山根 豊治	連合鳥取東部地域協議会
	湯口 夏史	中国税理士会鳥取支部

審 議 経 過

区分	日時・場所	審議事項
第1回	平成 28 年 4 月 15 日(金) 市役所本庁舎 6 階 全員協議会室	1 諮問 (1) 水道料金の改定等について (2) 簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について 2 水道料金の改定等に係る水道事業審議会開催スケジュールについて 3 簡易水道事業統合に伴う水道料金統一の基本的な考え方について 4 平成28年度事業計画について
第2回	平成 28 年 6 月 9 日 (木) 水道局 3 階会議室	1 簡易水道地域の施設と財政の状況及び施設更新計画について2 簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について
第3回	平成 28 年7月 26 日(火) 水道局 3 階会議室	1 諮問2の答申案の検討について 2 水道料金改定の基本的な考え方について



発水経第 270678 号 平成 28 年 4 月 15 日

鳥取市水道事業審議会 会長 松 原 雄 平 様

鳥取市長 深澤 義彦



水道料金の改定等について(諮問)

鳥取市水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

【諮問事項】

- 1 水道料金の改定について
- 2 簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について

【諮問の趣旨】

1 水道料金の改定について

本市の水道事業は、「お客さまの視点に立ち、お客さまに信頼していただける水道を目指す」を経営基本方針として、安全でおいしい水道水の安定供給に努めています。

本市の水道料金は、平成23年度に改定して以降、消費税率の引き上げ分を除くと実質、現行料金を維持しています。

この間、大口需要者である企業の再編等による水需要の急激な減少などもあり、水道事業経営の主要な財源である料金収入が大幅に減少する一方で、動力費や建設改良費をはじめとする経営コストの上昇もあり、本市水道事業を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。こうした中、水道局では固定費等のコスト縮減を図るなど企業努力によって、平成27年度末では安定経営の指標としている内部留保資金は財政計画を上回る金額を確保できる見込みです。しかし、単年度では欠損金が継続して発生しており、また、企業債残高も料金収入に比べて非常に高い水準となっており、経営上の課題となっています。さらに、平成29年度からは統合した簡易水道事業を含めた本市全域の水道事業経営という大きな課題にも取り組まなければなりません。

このような状況の中、今後、高度経済成長期以降に整備した施設の老朽化に伴う再構築や水道管路の耐震化をはじめとした災害対策を早期に進めなければなりません。

水道は市民生活や産業活動に欠かすことのできないインフラであり、将来にわたって、市民の皆さまに安全でおいしい水道水を安心してご使用いただくためには、受益者負担の考えから水道料金の引き上げをお願いするとともに、持続可能な水道経営を支える水道料金体系への見直しが必要と考えています。

このことから、平成 26 年度水道事業審議会答申を踏まえ、水道料金の改定について 貴審議会の意見を求めます。

2 簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について

本市では、「簡易水道事業統合計画」を策定し、平成 28 年度末に簡易水道事業を上水 道事業に統合することとしています。

本市の簡易水道事業は経営基盤がぜい弱であることから、運営経費の不足分を一般会計から繰り出しています。事業統合後においても、当分の間、現在の上水道区域の使用者の負担増とならないよう、引き続き財政措置を講じることを考えています。

現在の両事業の料金制度は、メーター口径別の基本料金と従量料金の2部料金制を とっていますが、基本料金と従量料金の単価については大きく異なっており、簡易水 道事業統合後、料金統一を図る必要があります。

このことから、簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について、貴審議会の意見を求めます。

鳥取市水道事業審議会条例

昭和56年9月30日 鳥取市条例第32号

(設置)

第1条 水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4 第3項の規定に基づき、鳥取市水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の重要な事項について調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 民間団体に属する者
 - (3) 公募による者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその 職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局において処理する。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取市水道事業給水料金審議会条例(昭和43年鳥取市条例第3号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月28日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例(中略)第32条から第37条までの規定による改正前の それぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例(中略)第32 条から第37条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。 この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成16年9月30日条例第188号) この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成20年9月24日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例第10条、第11条、第15条、第21条から第23条まで、第25条及び第26条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。